(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年九月十一日農林水産省告示第千四百八十二号（四に係るものに限る。）

○国土交通省告示第八百八十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北横断自動車道酒田線

道路の区域

区間

寒河江市大字寒河江字落衣前甲一三七八番一

変更前

後別

敷地の幅員　延長

前　最大　一三三（メートル）　二八

最小　八六

後　最大　一三三　二八

最小　八六

(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(オ)　北緯四〇度二五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(カ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

二　海面から高度二、七四三・二メートルまで

(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(オ)　北緯四〇度二五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(カ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

(キ)　東経一四五度四二分四五秒　北緯四一度三五分一〇秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月五日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年九月二十二日から同年十月三日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域

三沢沖海面の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(カ)の点と(ア)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空並びに第二号の(イ)から(キ)までの四点を順次連結する線及び(キ)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空で、次の各号に示す高度帯までの間

一　海面から高度三、〇四八メートルまで

(ア)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第三百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　行田市大字持田字飯沼一三五八番一から同市大字持田字東谷五三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月五日

○関東地方整備局告示第三百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　前橋市日輪寺町字諏訪前二二八番三地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月五日

○関東地方整備局告示第三百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　前橋市川端町字前田七五番一地先から同市川端町字前田七七番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月五日

○北陸地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
七尾市藤野町イ一番三から同市下町イ三五番一まで	前 A	八・五〇～五一・〇〇	二・九五〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二八・〇〇～七二・〇〇	三・二二六	
	後 A	八・五〇～五一・〇〇	二・九五〇	
	B	二八・〇〇～七二・〇〇	三・二二六	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所